

長門市斎場管理運営業務委託に関する質問に対する回答について

令和8年7月27日（月）

長門市 市民生活部 生活環境課

N0	実施要領等	質問	回答
1	実施要領 2 参加資格要件	本社自身が（7）を満たしていない場合において、個人委託による請負で要件を満たす個人が本社の社員となる場合、本社は要件に該当するか。	この要件は、本プロポーザルに参加しようとする事業者（法人）自身が、組織として「元請又は下請」の立場で業務を受託した実績を求めるものです。 したがって、個人が有する業務実績を、その個人を社員として雇用することによって、法人の実績とみなすことはできません。 貴社（本社）自身が「元請又は下請」として当該実績を有している必要があります。
2	実施要領 2 参加資格要件	本社自身が（7）を満たしていない場合において、（7）の要件を満たす事業所に一部業務を下請けに出す場合、参加要件に該当するか。	本プロポーザル実施要領「2 参加資格要件」では、「本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。」と定めております。 これは、本プロポーザルに応募する事業者（法人）ご自身が、全ての参加資格要件を満たしている必要があることを意味します。 ご質問の「要件を満たす事業所に一部業務を下請けに出す」という計画は、契約後の業務実施体制に関する提案事項ではありますが、応募事業者ご自身の実績を代替するものとはなりません。 したがって、貴社（本社）自身が参加資格要件（7）の実績を有していない場合、本プロポーザルに参加することはできません。

3	実施要領 2 参加資格要件	本社自身が（７）を満たしていない場合において、（７）の要件を満たす事業所と共同企業体とした場合、参加要件に該当するか。	共同企業体（JV）での参加は、構成員の資格要件に関わらず認められません。本プロポーザルは、応募する単独の事業者が全ての参加資格要件を満たすことを前提としています。
4	仕様書 第 6 条 1. 火葬関連業務（5）	収骨後の残骨灰の処理について、最終的な処分は受注者の業務範囲内か。	仕様書に定めるとおり、残骨灰の収集から最終的な処理（供養）まで、受注者の業務範囲となります。 なお、本業務を専門の業者へ再委託することは可能ですが、その場合も受注者が全ての責任を負うものとします。
5	仕様書 別紙 1 業務分担表	3 万円未満の軽微な修繕及び、消耗品について、過去 3 年間の支出状況を示してください。	別添「支出状況」にて示します。ご参照ください。
6	仕様書 第 7 条 業務責任者及び従事員	業務責任者は、他の斎場の職員と兼任せず、本業務に専属で従事する職員という認識でよいか。	仕様書第 7 条に定める業務責任者は、必ずしも本業務に専属である必要はありません。ただし、本業務の統括責任者として、市との連絡調整等に支障が出ない体制を確保してください。
7	仕様書 第 7 条 業務責任者及び従事員	本業務に配置する人員とは、他の斎場の職員と兼任せず、本業務に専属で従事する職員という認識でよいか。	仕様書第 7 条に定める人員配置については、必ずしも本業務に専属である必要はありません。ただし、斎場の円滑な運営に支障が出ないよう、業務の履行に必要なかつ十分な人員を配置してください。
8	実施要領 2 参加資格要件 (5)	参加資格要件(5)「国税及び都道府県税、長門市税を滞納していない者。」とあるが、納税証明書の提出は必要か。また、その場合、いつ提出すればよいか。	長門市の入札参加資格（令和 7・8・9 年度）を有する事業者については、資格審査時に納税状況を確認済みのため、改めて納税証明書を提出していただく必要はありません。

9	仕様書 別紙 1 委託業務分担一覧	仕様書 別紙 1「業務分担一覧」にある「床・ガラス清掃業務」は発注者負担となっているが、価格提案書（様式 8）の内訳 No. 2「定期清掃費」と矛盾しているように思える。定期清掃費は市の負担として、価格提案書に含めなくてよいのか。	ご指摘ありがとうございます。仕様書別紙 1 の記載に誤りがあり、混乱を招き大変申し訳ございません。「床・ガラス清掃業務」は発注者（市）の負担となります。 つきましては、価格提案書に「定期清掃費」を見込む必要はございません。 なお、本業務において、日常清掃の工夫等により施設全体の美観を維持できるような、より効率的な管理運営に関するご提案がありましたら、高く評価させていただきます。
10	仕様書 別紙 1 委託業務分担一覧	五徳や保護材などの消耗品について、購入先や商品の指定はあるか。	購入先や商品の指定は特にありません。ただし、火葬炉メーカーが推奨する仕様等がある場合は、それに準拠してください。
11	仕様書 別紙 1 委託業務分担一覧	残骨灰の処理（供養）について、供養地の条件はあるか。	供養地の指定や条件は特にありません。受注者の責任において、関係法令を遵守し、厳粛かつ適正に処理・供養を行ってください。
12	仕様書 別紙 3 清掃業務基準	仕様書別紙 3 に定める定期清掃について、専門業者への再委託は可能か。また、市に出入りしている業者の紹介は可能か。	定期清掃は発注者（市）において実施しますので、本質問は該当しません。 なお、参考として、市の過去の発注履歴は情報提供可能です。
13	仕様書 第 6 条 （業務の範囲）	仕様書第 6 条に定める業務のうち、火葬業務以外の業務について、一部再委託は可能か。	専門性を要する業務については、受注者の責任において再委託を可能とします。再委託を行う場合は、事前に市へ届出を行ってください。

14	仕様書 第 6 条 (業務の範囲)	「市が主催する連絡調整会議」の参加者と開催頻度は。	連絡調整会議は、業務が円滑に運営されている場合は原則として開催しません。業務上の課題等が発生し、協議が必要となった場合に随時開催します。 その際は、協議内容に応じて対応可能な職員を派遣してください。なお、派遣に係る旅費等は受注者負担となります。
15	仕様書 第 8 条 (研修)	仕様書第 8 条に定める研修は、受託者が主導する形式という認識でよいか。	ご認識のとおりです。受注者の責任において、業務に必要な研修を計画し、実施してください。